

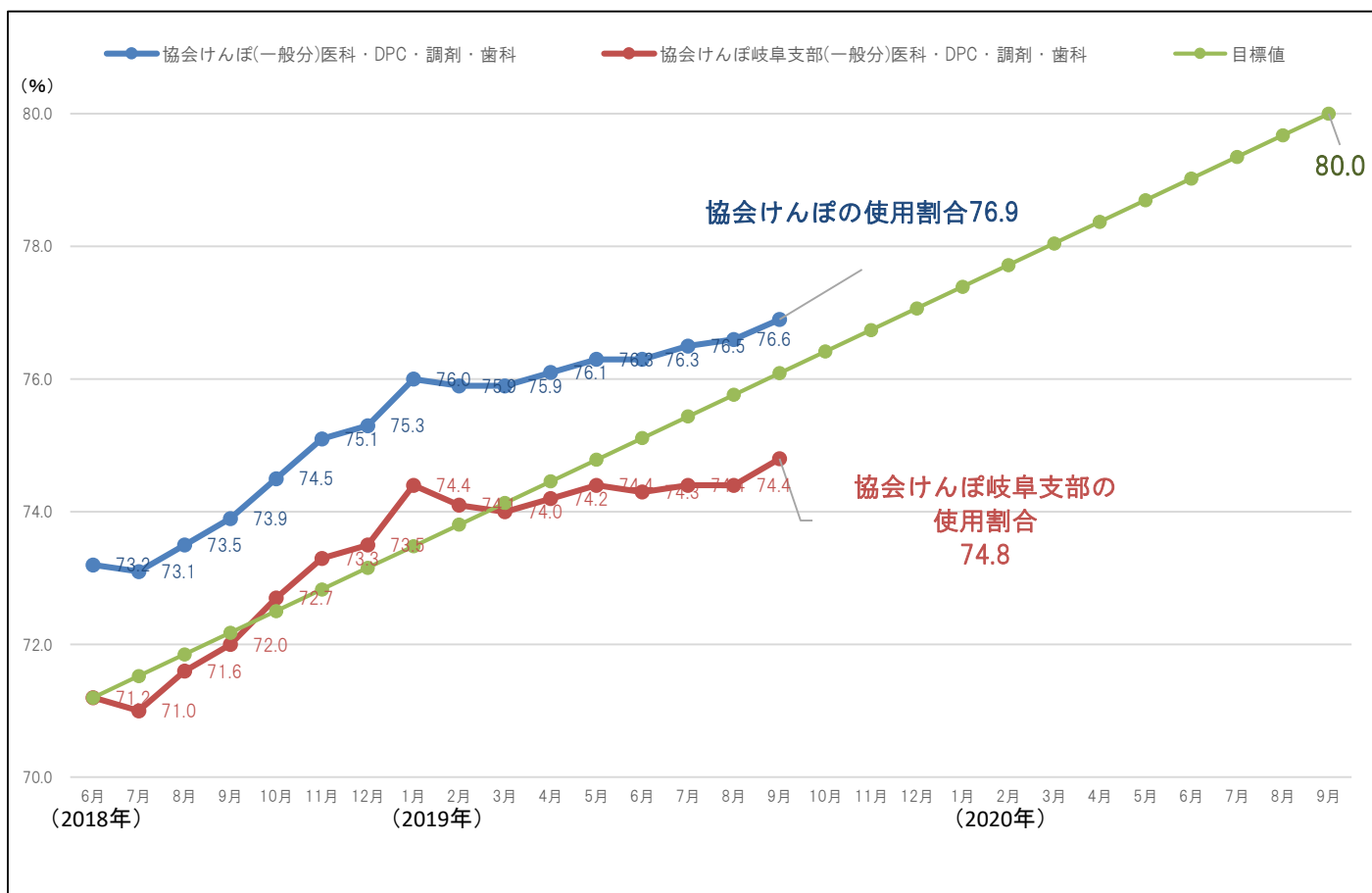
ジェネリック医薬品使用促進 緊急対策について

ジェネリック医薬品使用促進緊急対策【岐阜支部】

現状と課題

- 令和2年9月時点での使用割合の目標である80%の達成が困難な状況
- 令和元年(2019年)9月診療分は74.8%、順位は47支部中38位
- 平成31年1月以降、岐阜支部の月平均伸び幅は約0.05%と低迷(全国は0.1%)
- 年齢別では、特に20歳未満の使用率が低い(全国的)

[図1：平成30年6月以降のジェネリック医薬品の使用割合の現状]

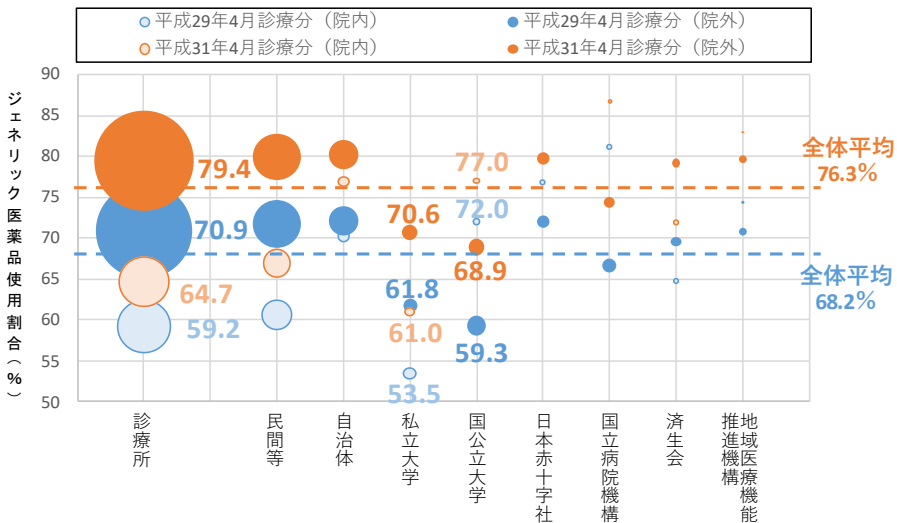


分野ごとのジェネリック医薬品使用割合にかかるとのデータ分析

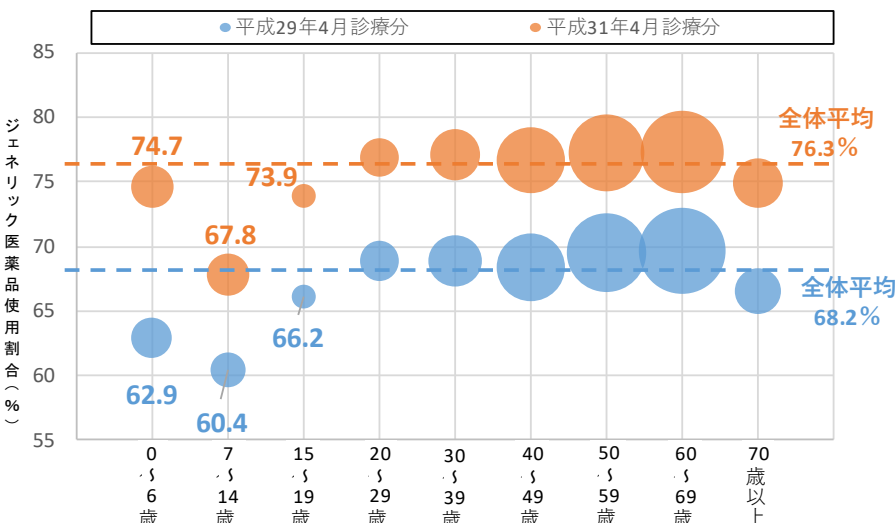
■以下4分野の使用割合が平均値まで改善すれば、協会けんぽ全体の使用割合は+4.76%。

(注)円の面積は医薬品(先発医薬品+後発医薬品)の数量を表す。また、集計データは歯科を除く医科、DPC、調剤のレセプトデータから算出している。

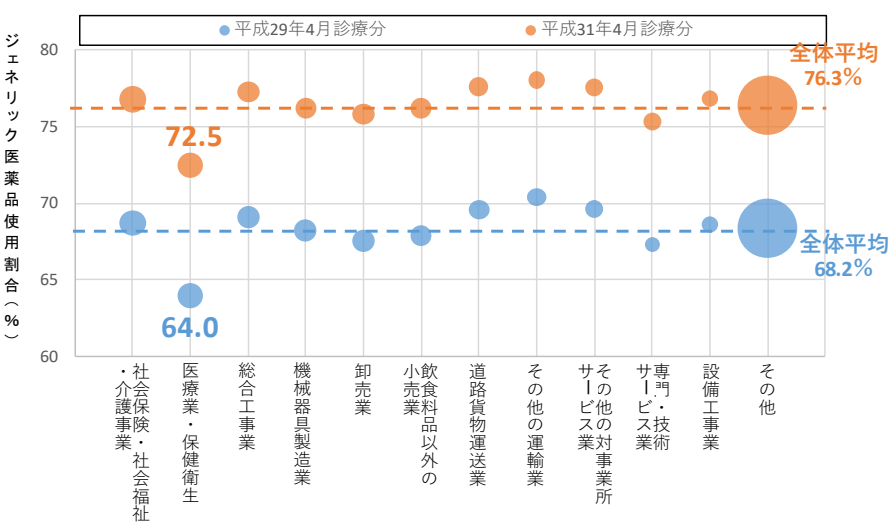
① 設置主体別 H31.4:診療所(院内)、大学病院<影響度▲1.80>
(H29.4:診療所(院内)、大学病院<影響度▲1.75>)



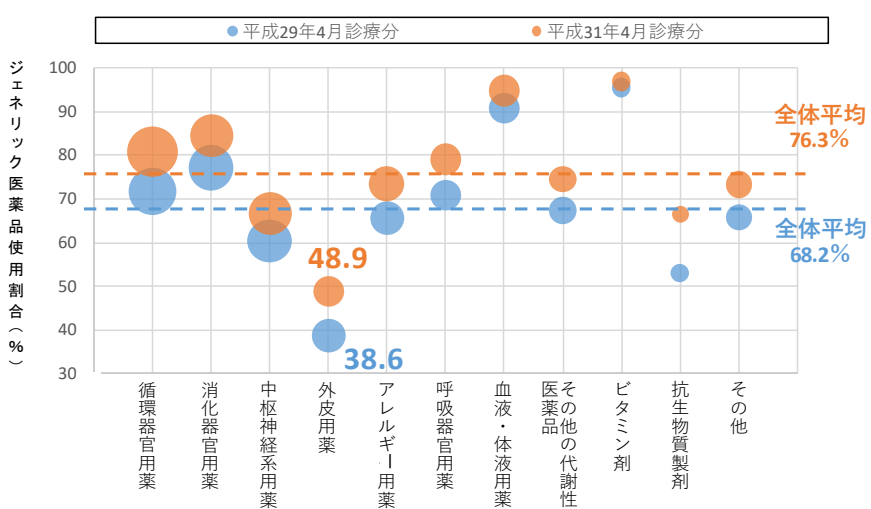
② 年齢別 H31.4:0~19歳<影響度▲0.54%>
(H29.4:0~19歳<影響度▲0.69%>)



③ 業種別 H31.4:医療業保健衛生(病院等)<影響度▲0.29%>
(H29.4:医療業保健衛生(病院等)<影響度▲0.32%>)



④ 薬効別 H31.4:外皮用薬(湿布薬等)<影響度▲2.13%>
(H29.4:外皮用薬(湿布薬等)<影響度▲2.73%>)



緊急対策の取組

①お薬代の軽減可能額通知対象者の拡大

・軽減額通知対象者：18歳以上（※1）の加入者⇒15歳以上（※1）の加入者（令和2年2月通知から）

これは、約7割の市区町村において、15歳の年度末に乳幼児医療費助成が終了するため、ジェネリック医薬品への切替に繋がりと考え、実施する。

※1 年度初め時点の年齢

②医療機関・保険薬局への訪問強化

・ジェネリック医薬品の使用割合に特に寄与する医薬品の処方状況が記載された「見える化」ツール（5P資料参照）を提供する。

・岐阜県でよく使われているジェネリック医薬品のリストを提供する。

・ジェネリック医薬品の使用割合が保険料率に影響を与えることを周知するため、インセンティブ制度周知用チラシを配布する。（6P資料参照）

ジェネリック医薬品を使ってみませんか？

あなたに処方されたお薬をジェネリック医薬品に変更した際の軽減額を裏面に記載しています。

〈裏面のお知らせの見方〉

見本

お問合せ番号：XXX-XXX-XXXX

ジェネリック医薬品をお使いいただくと
あなたのお薬代を減らすことができます

1 平成31年 4月 に処方されたお薬のうち、
以下の医薬品をジェネリック医薬品に変更した場合

2 お薬代の軽減可能額
5,350 円～

平成31年 4月 診療分で処方されたお薬(先発医薬品)			ジェネリック医薬品に 変更することで 軽減できるお薬代	
医療機関/ 薬名	お薬名	お薬代 (はかり代)		
薬局	〇〇〇〇錠10 10mg	5,690		2,710～
	〇〇〇〇〇点眼液 (0.1%)	1,850		1,130～
	〇〇〇〇〇テープ100mg	870		260～
医療機関	〇〇〇〇〇テープ40mg	2,490		820～
	〇〇〇〇〇テープ20mg 7cm× 10cm	1,230		430～
	4 合計	12,130	2	5,350～

この「お知らせ」は、ジェネリック医薬品への変更を正確にいただく際の参考としてお送りしているものであり、必ずしもジェネリック医薬品に切り替えられなければならないものではありません。

5 注意事項 ※必ずお読みください。

- 処方されたお薬によっては複数のジェネリック医薬品が存在するため、この「お知らせ」と記載している金額と異なる場合があります。この「お知らせ」に記載された金額は目安としてご利用ください。
- 試験はお薬代のみを対象としています。実際に医療機関や薬局へお支払になる金額には、お薬代以外の診療や薬剤等に要する費用が含まれています。

- この「お知らせ」は医療機関・薬局からの請求データに基づいて作成しています。軽減できる金額の大きいものから順に表示しており、多くのお薬を処方されている場合、記載されないこともあります。
- ジェネリック医薬品に変更するためには医療機関が作成した処方せんが必要となります。
- 使用できる病院・薬局が異なる場合や、併用しているお薬によっては、ジェネリック医薬品に変更できない場合があります。また、全ての先発医薬品とジェネリック医薬品があるわけではありません。

1 処方年月

この月に処方されたお薬で、軽減可能額の試算を行っています。

2 お薬代の軽減可能額

ジェネリック医薬品に変更することで軽減できる1か月のお薬代の目安です。
※お薬代以外の診療等に要する費用は含まれていません。

3 お薬名

軽減できるお薬代が高いものを最大で8種類記載しています。

4 お薬代

ジェネリック医薬品に変更する前のお薬代です。
※お薬代のみを記載していますので、お支払いになった金額とは異なります。

5 注意事項

Q. 具体的なジェネリック医薬品の
名前が書いていないのはなぜ？

A. 1つの先発医薬品に対し、複数のジェネリック
医薬品が存在する場合があるため、この「お知らせ」
には具体的なジェネリック医薬品名を記載していません。
具体的なお薬については、かかりつけの医療機関または
薬局でご相談ください。

5. 貴医療機関における後発品数量割合向上に寄与する上位10医薬品

後発品数量割合向上に寄与する上位10医薬品をお知らせします。
 国目標80%に達していない医薬品は、特に後発品の使用促進にご協力をお願いします。



〒000-0000

●●市●●1丁目1番20号

ジェネリック医薬品に関するお知らせ (院内版)

～貴医療機関の処方状況について～

全国健康保険協会 岐阜支部

〒500-8667

岐阜市橋本町2丁目8番地

濃飛ニッセイビル 14階

TEL: 058-255-5155

医療法人 ●●病院 御中

全国健康保険協会（協会けんぽ）の事業運営につきまして、平素より格段のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成29年6月の閣議決定において「2020年9月までにジェネリック医薬品（以下、後発品）の使用割合を80%以上とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討する。」と定められました。

協会けんぽといたしましても、加入者の方のお薬代や保険料の負担軽減に繋がることから、後発品の普及促進の取組を積極的に進めています。この取組の一環として、協会けんぽ加入者の方のレセプトを集計し、地域における後発品使用割合等について、医療機関様へ情報提供を行っております。後発品の取扱をご検討される際の参考資料として、ご活用いただければ幸いです。

1. 協会けんぽ加入者への処方状況

「貴医療機関」「二次医療圏」「県平均」の後発品にかかる処方状況をお知らせします。



患者に安心感を与えるための説明 ～後発品使用促進に向けた医療機関の取組事例～

精神科の患者には、特定の医薬品へのこだわりが強い患者や、名称が変更することを嫌がる患者もいた。

このような患者に対しては「同じような効果があるから試してみてください」と勧め、一定期間使用してもらい、検査結果等で差異がないことを示したうえで使用を継続してもらうように努めていた。

効果が無かったり、弱かったらもとに戻すこともできることを前提に持ちかけ、患者の不安を取り除くことが重要であった。

ジェネリック医薬品を使用していることをホームページ上でアナウンスしていた。

これにより患者に安心感を与え、医師の考えを示すことができた。



厚生労働省：「平成26年ジェネリック医薬品使用促進の取組事例とその効果に関する調査研究報告書」より



※後発品のある先発品を数量の多い順に最大10品目掲載しています。

後発医薬品の有無判定は薬価コード9桁で紐づく後発品がある場合に表記しており、
 効能効果・用法用量の違いは考慮しておりません。

医療法人 ●●病院		院内処方		
		貴医療機関	二次医療圏平均	県平均
人数	貴医療機関にて受診した協会けんぽの加入者数	1,008人	255人	231人
	後発品を処方した加入者数	514人	80人	59人
	後発品を処方した加入者割合	51.0%	31.4%	25.6%
数量	貴医療機関の処方数量	137,478	14,853	7,651
	後発品のある先発医薬品の処方数量	30,197	3,810	1,890
	後発品の処方数量	65,809	5,780	3,157
	後発品数量割合	68.5%	60.3%	62.6%
金額	貴医療機関にて処方した医薬品の薬剤金額	10,942,037円	1,431,832円	882,957円
	後発品の薬剤金額 (10割)	1,196,193円	140,652円	101,242円
	後発品金額割合 (10割)	10.9%	9.8%	11.5%

※本紙に掲載している情報は、協会けんぽ 平成31年4月診療分の医科レセプトにもとじて作成しています。

※入院 (DPC含む) レセプトが存在する場合は、入院と入院外を集計して処方数量や薬剤金額等を表示しています。

機密性1

ジェネリック医薬品の使用割合が「保険料率」に影響

インセンティブ制度とは？

協会けんぽでは、平成30年度から健康保険料率に関する新しい仕組み「インセンティブ（報酬金）制度」が実施されています。事業主様および加入者の皆様の「ジェネリック医薬品の使用割合」や「特定健診の受診率」など5つの指標で評価され、47支部中、**上位23支部に入るとインセンティブ（報酬金）が付与され保険料率に反映されます。**

※インセンティブ制度の実績は翌々年度の保険料率に反映されます

5つの評価項目と岐阜支部の結果

平成30年度

岐阜支部
47支部中の順位

特定健診等の受診率

14位

特定保健指導実施率

30位

特定保健指導対象者の減少率

10位

要治療者の医療機関受診率

18位

ジェネリック医薬品の使用割合

39位

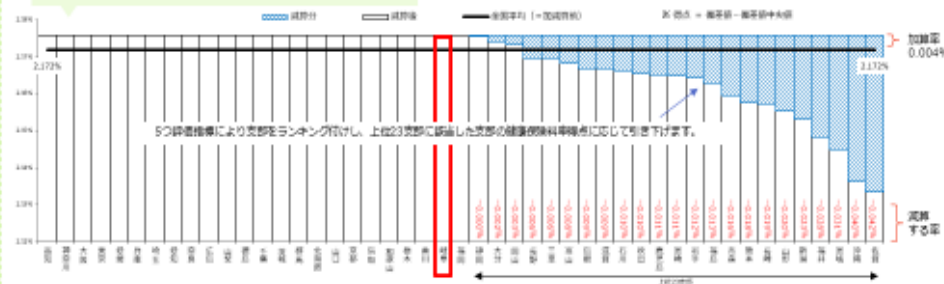
総合順位

平成30年度
47支部中の順位

25位

令和2年度健康保険料率への影響（試算）

【※】 負担の軽減としての保険料率は、3年間で段階的に導入されます。令和2年度健康保険料率に適用される率は23.004%、令和3年度健康保険料率に適用される率は23.007%、令和4年度以降の健康保険料率に適用される率は23.01%となります。



ジェネリック医薬品の使用促進にご協力をお願いします

もし、岐阜支部の平成30年度使用割合（72.5%）が協会けんぽの平均値（74.6%）まで上昇していたら

岐阜支部の試算では、ジェネリック医薬品の使用割合は「9位」合計順位が「10位」になる見込みです。ジェネリック医薬品の使用割合が伸びることはインセンティブ獲得に繋がり保険料率に影響を与えます。